

第5章

都市基盤・環境

～快適でやすらぎと潤いのあるまち～



大瀬小学校 2年 今関 美佳さん

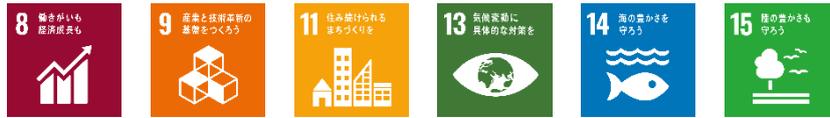
大瀬小学校 4年 金森 亮祐さん



*小学生の学年は、絵画を募集した平成26年度時点のものです。

第5章 都市基盤・環境 ～快適でやすらぎと潤いのあるまち～

第1節 自然と調和した都市空間づくり（土地利用）



第2節 快適で住みやすい市街地づくり（市街地形成）



第3節 快適で便利な道路・交通網づくり（道路・交通）



第4節 水と緑ゆたかな都市景観づくり（景観、公園・緑地）



第5節 安全な水を供給する体制づくり（上水道）



第6節 治水と水循環によるまちづくり（治水・下水道）



第7節 安全で良質な住環境づくり（住宅・住環境）



第8節 環境にやさしいまちづくり（環境保全）



第9節 清潔できれいなまちづくり（環境衛生）



第1節

自然と調和した都市空間づくり (土地利用)

1 現状と課題

本市では、東京都に隣接する立地条件等から人口が増加傾向にあり、市街地の都市的土地利用への転換が進んでいます。また、少子高齢・人口減少社会を迎え、住む、働く、学ぶ、憩うといった日常生活や活動が、安全かつ快適に行われる持続可能な土地利用が併せて求められています。

今後は、全ての市民が安全かつ快適に暮らし続けることができるように、都市計画に関する基本的な方針を定めた「八潮市都市計画マスタープラン^{*}」等に基づき、自然環境と調和した均衡ある土地利用を進める必要があります。また、住宅や企業等の適正な立地を誘導するため、地域特性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

2 基本目標

自然環境と調和した均衡ある土地利用が図られたまちづくりが進められています。また、地域の特性を活かしたまちづくりが進められています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民との協働^{*}により、自然環境との調和や地域の特性に配慮したまちづくりを進めます。
- ◆都市計画制度や「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」の制度等を活用し、誰もが安全かつ快適に暮らし続けることができるような土地利用を進めます。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
土地利用方針図に沿った土地利用が図られている面積	372.3ha	392.4ha	446.6ha
都市計画制度や「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」により地域特性を活かしたまちづくりが行われている面積	48.3ha	92.3ha	166.3ha

5 施策の内容

（1）均衡ある土地利用の推進

都市計画制度等の運用により自然環境と調和した均衡ある土地利用を推進します。

（2）地域の特性を活かしたまちづくりの推進

良好な都市環境の形成を図るため、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」等の運用により、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。

また、市民主体によるまちづくりを支援します。

（3）都市核*と地域核*の形成 総合戦略

市全体の都市機能が集積し、都市活動の中心となる都市核、また地域の中心となる地域核の形成を図ります。

地域核の一つである北部拠点では、東埼玉道路や高速外環状道路による良好な交通アクセスを活かしつつ、外環自動車道の八潮パーキングエリアの整備や、スマートインターチェンジ*の設置に併せ、流通業務機能、集客施設等の導入を主体とした拠点の形成を図ります。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
都市計画基本事業	<ul style="list-style-type: none"> 「八潮市都市計画マスタープラン」に示されたまちづくりを推進するための周知や都市計画に関する情報の提供を行います。 都市計画に関する基礎的な調査を行い、その結果等を踏まえて都市計画の制度を運用します。 	都市計画課
北部拠点まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」による、まちづくり計画に基づき、市民と事業者、行政が一体となって、拠点にふさわしいまちづくりを推進します。 周辺環境に配慮しながら外環自動車道の八潮パーキングエリアの整備やスマートインターチェンジの設置に併せ、流通業務機能、集客施設等の導入を図ります。 	都市計画課
協働による開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」の制度を活用した地域主体のまちづくりを促進します。 専門家の派遣や補助金等による支援を行い、市民主体のまちづくりを促進します。 	開発建築課

第2節

快適で住みやすい市街地づくり (市街地形成)

1 現状と課題

本市では、都市の防災力の向上と道路、公園等の公共空間を創出し、快適で住みやすい市街地形成のため、土地区画整理事業※による市街地整備を推進しており、八潮駅周辺地区では住宅や商業施設の立地が進んでいます。

一方、本市で施行している土地区画整理事業においては、事業の長期化への対応や事業費の確保等が課題となっています。

今後は、土地区画整理事業を効率的に推進するとともに、土地区画整理事業施行区域外においても、計画的なまちづくりに向けた各種整備手法を検討する必要があります。

2 基本目標

市街地の整備が進み、快適で住みやすいまちになっています。また、八潮駅周辺を中心として、良好な都市空間が形成され、多くの市民が集い、にぎわいのある街並みとなっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆快適な市街地をつくるため、住民等との協働※により土地区画整理事業を推進します。
- ◆誰もが安全・安心かつ快適に生活できるように、市街地の整備により道路、公園等の公共施設整備を推進します。



[整備された街並み]

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
大瀬古新田土地区画整理事業の進捗率 （街路築造率※）	47.4%	75%	95%
西袋上馬場土地区画整理事業の進捗率 （街路築造率）	12.9%	40%	75%
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業 の進捗率 （街路築造率）	62.5%	90%	100%

5 施策の内容

（1）土地区画整理事業の推進

稲荷伊草第二地区及び鶴ヶ曾根・二丁目地区の早期完成を目指して事業を推進します。

また、大瀬古新田地区及び西袋上馬場地区については更なる事業推進を図り、八潮南部東・西地区については関係機関と連携して事業を進めるなど、市街地の整備により良好な宅地を供給します。

（稲荷伊草第二地区については、道路や調整池※整備が終了し、令和2年度に換地処分の公告を行いました。）

（2）計画的な市街地の整備

良好な市街地の形成を図るため、地域特性に合った各種整備手法により計画的な市街地整備を促進します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	・事業が終盤を迎えていることから、早期の完成を目指し、換地処分を行うために必要な建物移転や道路、調整池整備を進めます。	区画整理課
大瀬古新田土地区画整理事業	・建物移転や道路整備を行い、良好な宅地を供給します。	区画整理課
西袋上馬場土地区画整理事業	・建物移転や道路整備を行い、良好な宅地を供給します。	区画整理課
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	・建物移転や道路整備を行い、良好な宅地を供給します。 ・関係機関との連携を図り、事業の完成を目指します。	区画整理課

第3節

快適で便利な道路・交通網づくり (道路・交通)

1 現状と課題

道路・交通網は、地域を結び、人の交流を支え、都市の活力を創出する重要な社会基盤です。本市の道路環境は、四方を河川や水路に囲まれていることにより橋りょう[※]付近に車両が集中し、交通渋滞が発生しやすくなっていましたが、平成 22 年度に新中川橋が開通し、渋滞解消の効果が見られはじめています。

今後は、事故を未然に防ぐため、予防保全型の維持管理を計画的に進めるとともに、人や車両等が安全で快適に移動できる道路環境等の整備を推進する必要があります。

公共交通については、つくばエクスプレスの開通により都心等へのアクセスが向上しましたが、更なる輸送力の強化を図るため、つくばエクスプレスの東京駅への延伸や地下鉄 8 号線[※]（都市高速鉄道東京 8 号線）の実現が求められています。また、市内や近隣自治体等への移動手段として、一般路線バスやコミュニティバス[※]の充実を図ってきましたが、更なる路線網の充実と利便性の向上が必要です。

高齢化の進展や地球温暖化[※]対策の観点から公共交通の重要性が一層高まると考えられるため、今後は、令和 3 年 10 月に策定した「八潮市地域公共交通計画」に基づき、誰もが安全で快適に利用できる公共交通の実現に向けて更に取組を推進する必要があります。

2 基本目標

市内の主要な幹線道路や生活道路等の整備や改良が進むとともに、公共交通が整備され、誰もが快適で便利に移動することができています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆自然環境に配慮した道路整備を行うとともに、地域住民、NPO[※]等と協働[※]で道路の維持管理等を進める仕組みを構築します。また、関係機関と連携して利便性の高い充実した公共交通の整備を促進します。
- ◆安全で、誰もが安心して利用できる道路を実現するため、幹線道路、生活道路等の道路特性に応じた整備を行います。また、誰もが安心して公共交通を利用できるよう、バリアフリー[※]化を促進します。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
都市計画道路の整備率	72.2%	78%	84%
市道の改良整備率	73.3%	76%	79%

5 施策の内容

（1）幹線道路の整備

市内の主要幹線道路である国道や県道、橋りょう等の道路整備を促進するとともに、都市の骨格を形成する都市計画道路の整備を推進します。

（2）生活道路の整備

市民生活の利便性と安全性を向上させるため、生活道路の新設や改良等を行うとともに歩行者や自転車等の通行に配慮した道路整備を推進します。

（3）道路環境の整備

道路照明灯をLED化するなど、安全施設を整備し、安全で、誰もが利用しやすく人にやさしい道づくりを進めます。また、市民との協働により、道路の清掃や緑化を行うとともに、放置自転車や立て捨て看板の対策を実施し、良好な道路景観形成の誘導と安全な道路環境の保全に努めます。

（4）道路維持管理の充実

道路補修業務と道路パトロールの強化等による危険箇所の早期発見、早期対応に努め、事故等を未然に防ぐ道路復旧体制を構築し、適正な維持管理を行います。

（5）つくばエクスプレスの利便性の向上

沿線自治体と連携を図りながら、つくばエクスプレスの輸送力の強化を促進します。

（6）地下鉄8号線の導入の促進

地下鉄8号線が本市を南北に縦断するルートで早期に導入されるよう、関係機関等とともに積極的に活動します。

（7）バス交通の充実

誰もが快適で便利な交通網を整備するため、利用者のニーズを把握しながら、コミュニティバスを含むバス路線網の充実を努めます。また、高齢者や障がいのある人等に配慮したノンステップバス[※]の導入を促進します。

（8）移動サービスの充実

公共交通の利便性を向上させるために、利用環境の整備を進めるとともに、新たな移動手段の導入を検討します。



[八潮駅北口ロータリー]

6 主要事業

事業名	内容	担当課
都市計画道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路の整備について、関係機関に要望します。 ・市施行の道路について、都市計画決定路線の整備を推進します。 	道路治水課
道路改良等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・用地買収又は既存水路の用地を活用し、道路の拡幅や歩道の整備を推進します。 ・歩行者や自転車等の通行に配慮した道路改良を推進します。 	道路治水課
道路維持事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「八潮市舗装個別施設計画」に基づき、計画的に道路の維持管理を行います。 ・事故を未然に防ぐため、舗装修繕、わだちの改善等を実施します。 ・快適な道路環境を維持するために、道路の路面清掃、側溝しゅんせつ※、街路樹等の管理を行います。 	道路治水課
橋りょう※維持事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「八潮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的、効率的に橋りょうの維持管理を行います。 	道路治水課
つくばエクスプレス利便性向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮駅の更なる利便性を向上させるため、つくばエクスプレスの輸送力の強化等について、首都圏新都市鉄道株式会社等に要望します。 	交通防犯課
路線バス網整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望を踏まえ、バス事業者と協議しながらコミュニティバス※を含む路線バスのルートや時刻の見直しを検討するとともに、バス停留所の改善等の利便性の向上に努めます。 ・高齢者や障がいのある人等に配慮したノンステップバス※の導入を促進します。 ・地域公共交通計画に基づき、関係機関と協力しながら、公共交通の充実を図ります。 	交通防犯課



[道路の舗装修繕]

第4節

水と緑ゆたかな都市景観づくり (景観、公園・緑地)

1 現状と課題

本市では、建築物や屋外広告物の規制・誘導をはじめ、八潮街並みづくり100年運動等市民や事業者との協働[※]による景観づくりにより、八潮駅周辺において良好な街並みが形成されつつあります。また、公園や緑地の整備等による緑化の推進や、河川、用水路等の水辺空間を活用し、景観に配慮した水と緑のネットワークの形成が進められています。

一方、公園や緑地には、コミュニティ[※]活動の場や、災害時の避難場所等としての機能も求められています。そのため、今後も地域の特性を活かした八潮らしい景観[※]形成の推進と併せ、計画的な公園整備が必要です。また、防災機能を有する公園整備を進めるとともに、適切な維持管理と計画的、効率的な改修を進める必要があります。

さらに、高齢化や核家族化[※]の影響等により、管理不全となった空き家等の増加が予想されることから、市街地の良好な街並み景観の保全に向けた取組を、総合的に推進する必要があります。

2 基本目標

市民が、自然環境に親しみ、地域の特性が活かされた街並みの中で暮らしています。また、市民が自ら公園管理や緑化活動等に取り組んでおり、身近な公園や水辺でやすらぎと潤いを感じながら暮らしています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民、地域、事業者等と協働し、地域の特性を活かした個性ある良好な街並みづくりを進めるとともに、公園の整備や管理、緑化活動を推進します。
- ◆誰もが安全で安心して公園を利用できるよう、計画的、効率的な維持管理、改修のほか、バリアフリー[※]化を進めます。また、空き家等の建築物の適正な誘導による街並み保全や、違反屋外広告物の対策を推進し、市民生活の安全を確保します。



[葛西用水遊歩道]

4 成果指標

指標名	現状値 (H26 年度)	中間目標 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
景観計画届出における景観配慮の誘導件数	315 件	600 件	850 件
市民一人当たりの都市公園※面積	1.94 m ² /人	2.0 m ² /人	2.6 m ² /人
緑道・遊歩道(親水化)整備延長	6,700m	7,200m	7,800m
町会・自治会等公園管理委託	37 か所	38 か所	42 か所

5 施策の内容

(1) 八潮らしい魅力ある景観形成

地域の特性を活かした八潮らしい街並みの形成に向けた取組を推進します。また、市民等の自発的な景観まちづくりを促進するため、市民等による活動を支援します。

(2) 調和のとれた良好な街並み景観の保全

管理不全となった空き家等の適正な管理や、屋外広告物の適正な誘導を行うほか、市街地の良好な街並み景観の保全に向けた施策を総合的に推進します。

また、八潮駅周辺では、市民や事業者と協働[※]し、景観に配慮した秩序ある調和のとれた街並みの形成を促進します。

(3) 快適な公共空間のデザイン誘導

景観の先導役となる公共施設のデザインを向上させ、快適で魅力的な公共空間の形成を推進します。

(4) 公園の整備

スポーツ・レクリエーション機能や防災機能を有する公園のほか、市民に身近な公園を整備します。

さらに、公園の適正配置に関する基本方針を策定し、計画的、効率的な整備・改修を進めるとともに、市民との協働による公園管理を推進します。

(5) 緑道・遊歩道の整備

河川や用水路等の資源を活用し、景観に配慮しながら、緑道や遊歩道を整備し、水と緑のネットワークの形成を推進します。

(6) 緑地・水辺の保全、緑化の推進

保存樹木等の指定を行うとともに、都市にやすらぎと潤いを与えている貴重な緑地や良好な水辺を保全します。

また、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るとともに、市民との協働による緑化を推進します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
八潮街並みづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮らしい街並みの形成に向け、やしお家づくりデザインマナーブックに基づく住宅の普及を推進します。 ・市民や地域による自発的な景観まちづくりを促進するため、相互に意見交換できる機会の創出や支援制度を確立します。 	都市計画課
良好な都市景観形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「八潮市まちの景観と空家等対策計画」に基づき、適正管理の促進に向けた啓発活動をはじめ地域等と一体となった支援制度の確立に取り組みます。 ・屋外広告物の適正誘導に向け、市民による活動を支援するほか、電光式屋外広告物への対策等新たな課題への対応を進めます。 ・八潮駅周辺において秩序ある調和のとれた街並みの形成を図るための誘導方法を検討します。 	都市計画課
公園等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション機能や防災機能を有する公園等を整備するとともに、公園の適正配置に関する基本方針を策定します。 ・市民に身近な公園を整備します。 	公園みどり課
公園等維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全・安心を確保するため、公園施設の改修等を計画的に行います。 ・既存公園のバリアフリー※化を推進します。 ・市民との協働による公園管理を推進します。 	公園みどり課
緑道・遊歩道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者や施設管理者と協議し、河川や用水路沿いの自然に配慮しながら、緑道や遊歩道の整備を行います。 	公園みどり課
緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木、樹林、生垣を保存樹木等として指定を行うとともに、貴重な既存緑地や自然環境の残る河川、用水路の水辺を保全します。 ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」等の規定に基づいた適切な緑化を推進します。 ・市民花壇等の設置を行うなど、市民等との協働による緑化活動を推進します。 	公園みどり課



[やしお駅前公園]

第5節

安全な水を供給する体制づくり (上水道)

1 現状と課題

本市では、水需要の増加に合わせ上水道の給水区域を拡大し、安定給水に努めてきました。

今後も人口増加が見込まれている一方で、生活環境の変化、節水意識の高まり、企業活動の変化等により、給水人口一人当たりの使用水量は減少傾向にあります。さらに、施設整備や維持管理等の費用が増大しています。

このことから、顧客サービスの充実を図るとともに事業の更なる経営改善と効率化が必要です。

また、大規模な地震や風水害等が発生した際の安定給水を確保するために、浄配水施設の更新等、災害に強い水道施設づくりを実施する必要があります。

2 基本目標

誰もがいつでも安全・安心な水道水を利用しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆浄配水場や水源井[※]、配水管等の更新については、環境に配慮した整備を進めます。また、限りある水資源を有効活用するために、市民と協働[※]し、効率的な水道水の利用を推進します。
- ◆安全な水を安心して利用できるように、「八潮市水安全計画」に基づき、水質を適正に管理します。



[「安心な水」を常時監視]

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
基幹管路※耐震化率	22.0%	30%	40%
直結給水※率	78.4%	81%	83%

5 施策の内容

（１）計画的な浄配水施設の整備

浄配水場の計画的な整備・更新を実施するとともに、市街地整備に合わせた配水管の新設、老朽管の更新を進め、「八潮市水道事業ビジョン」に基づき効率的な耐震化を推進します。

（２）安定給水と浄配水施設の維持管理

浄配水場の施設、配水管や給水管等の適正な維持管理により、安定給水に努めます。

（３）効率的な水運用の推進

県営水道の水道水と地下水の効率的な水運用を推進します。

また、限りある水資源を有効に活用するため、市民への啓発を推進します。

（４）水質管理の充実

水質の安全性を高めるため、県の浄水場における高度浄水処理方式の導入を促進します。

また、安全で良質な水を供給するため、水質測定機器等の整備や維持管理を充実します。

（５）水源の確保

安定した良質な地下水を確保するため、水源井の効率的な更新、維持管理を推進します。

（６）顧客サービスの向上

顧客サービスの向上のため、直結給水の普及や水道料金収納体制の充実等に取り組みます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
浄配水場施設更新整備事業	・安定給水を維持するために、中央浄水場及び南部配水場の老朽化した施設を計画的に更新し、耐震化を推進します。	施設課
配水管等耐震化事業	・震災に備え、避難所や病院等の重要施設の配水管等を優先的に更新し、耐震化を推進します。	施設課
浄配水場施設維持管理事業	・中央浄水場、南部配水場及び自己水源井の運転操作管理、監視による施設管理、水道施設の電気設備点検等を充実し、安定給水に努めます。	施設課
配水管等維持管理事業	・配水管等の漏水を早期に発見し、修繕ができるように、漏水調査や修繕体制等を充実し、水道水の漏水量を軽減します。	施設課
直結給水向上事業	・衛生管理を必要とする貯水槽を使用せず、安全・安心な水の供給が可能となる直結給水を市民にPRし、普及を促進します。	経営課

第6節

治水と水循環によるまちづくり (治水・下水道)

1 現状と課題

本市は、中川、綾瀬川、圀川、大場川等の河川に囲まれ、大雨時には浸水しやすい地域であるとともに、近年の都市化の進展により遊水機能[※]をもった農地等が減少しています。また、集中豪雨が多発する傾向が見られます。このようなことから、国や県へ河川改修の推進を要望するとともに、排水施設の整備を推進してきました。

今後も、引き続き河川改修の促進や排水施設等の整備を推進するとともに、水害に対する安全性を向上するための更なる対策が必要です。

公共下水道については、公共用水域の水質の保全のため整備を推進してきましたが未整備となっている地域が残っています。

今後も、引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、災害時においても施設の機能を十分に発揮させるため、計画的な維持管理・改修を推進する必要があります。また、安定した下水道経営を実現するため、下水道施設の効率的な利用や水洗化を促進する必要があります。

2 基本目標

河川改修や排水施設等の整備が進み、市民が水害に対する安全性が向上したまちで暮らしています。また、公共下水道整備区域の拡大により、生活排水等が適切に処理され、河川等の水質が守られるとともに、下水道事業の持続可能な経営が行われています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆浸水被害を軽減するため、市民や開発事業者と協働[※]して雨水の流出抑制を推進します。また、河川等の水質を保全するため、市民等の公共下水道への理解を促し、水洗化を促進します。
- ◆大雨でも安心して暮らせるよう、河川改修の促進及び排水施設等の整備に取り組みます。また、非常時も下水道が利用できるよう、各施設の耐震化等を推進します。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
公共下水道普及率（人口）	74.7%	80%	—
公共下水道普及率（人口） ※目標値（R7年度）は、公会計移行により総務省方式で算定した数値。	—	—	85.8%
公共下水道水洗化率（人口）	88.6%	94%	96%

5 施策の内容

（1）治水対策の推進

雨水幹線[※]等の整備を推進するとともに、内水排除[※]の機能向上に努めます。また、雨水貯留施設[※]等の整備を促進し、流出抑制に努めます。さらに、治水対策に関する啓発活動を積極的に展開します。

（2）維持管理の充実

公共下水道については、維持管理体制を充実し、計画的に点検・改修を行うとともに、耐震化を推進します。

また、排水施設については、更新・改修や排水路のしゅんせつ[※]等、適正な維持管理を行います。

（3）水質汚濁の防止

中川、綾瀬川、圀川、大場川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を積極的に行います。

また、水洗化促進のための取組を行い、水洗化率の向上を図るとともに、安定した下水道経営を推進します。

（4）河川改修事業の促進

中川、綾瀬川、圀川、大場川等について、国や県による改修事業を促進します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
水路整備事業	・現況水路の機能を活かしながら計画的に水路の維持改修を推進します。	道路治水課
排水路維持管理事業	・計画的に水路のしゅんせつ及び草刈等を実施します。	道路治水課
排水機場施設維持更新事業	・現況水路に設置されている排水施設について適正な維持管理及び更新を行います。	道路治水課
排水機場施設整備事業	・河川改修事業等の進捗に合わせた計画的な施設整備を推進します。	道路治水課
雨水整備事業	・雨水排除の機能向上のため、ポンプ場や雨水幹線等の整備を推進します。	下水道課
汚水整備事業	・公共下水道の普及拡大のため、汚水管渠 [※] の整備を推進します。	下水道課
施設改修事業	・老朽対策や耐震化の必要な下水道施設の改修を推進します。	下水道課

第7節

安全で良質な住環境づくり

(住宅・住環境)

1 現状と課題

住まいは、市民が安全で快適な生活を送るために必要な基盤であることから、子育て世帯、高齢者世帯、単身世帯等の各世代のニーズに応じた住宅づくりや障がいのある人の生活を考慮した住宅づくりのほか、耐震性の確保や環境への配慮等により、その質を高めることが求められています。

本市では、土地区画整理事業[※]等の実施による計画的な宅地の供給により、様々な形態の住宅が民間の開発事業を中心に供給され、新たな住宅整備が進んでいます。

今後は、民間による良質で安全な住宅供給や既存の住宅における安全性の確保のほか、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅整備等、福祉施策と連携した総合的な住宅施策を展開する必要があります。

また、市営住宅は、ひとり親家庭及び高齢者世帯の応募が増加するなど入居抽選倍率が上昇している傾向にあります。

今後は、特に、住宅に困窮する世帯に必要な対策を講じるとともに、既存の市営住宅については、「八潮市市営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に改善等を進める必要があります。

2 基本目標

様々な世代、生活様式に対応した住宅が安定して供給され、市民が良質な住まいで安心して暮らしています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆住宅の耐震化を促進するため、様々な関係者とともに住宅の安全性に関する知識の普及を進めます。
- ◆市民の安全な住生活を守るため、住宅の耐震化の促進に重点的に取り組みます。また、市営住宅については、様々な入居者に配慮したバリアフリー[※]化を進めます。

4 成果指標

指標名	現状値（H26年度）	中間目標（R2年度）	目標値（R7年度）
「八潮市市営住宅長寿命化計画」に基づく改修率（共同施設、住戸）	0%	100%	100%
住宅の耐震化率	78.8%	95%	95%

5 施策の内容

（１）市営住宅の充実

将来の本市における公営住宅の需要予測に基づき、住宅に困窮する世帯へ供給すべき戸数の把握を行い、民間住宅の活用も視野に入れた施策を展開します。また、中層建築物の市営住宅については、「八潮市市営住宅長寿命化計画」に基づき、様々な入居者に配慮した安全で安心な居住環境の整備を推進します。

（２）良質な住宅確保の促進

住宅の耐震性の確保に向けて、住宅の安全性に関する市民の理解を深め、耐震相談や簡易診断等を実施するとともに、耐震化に関する助成制度の拡充を検討します。また、危険ブロック塀等の倒壊を防止するための安全対策について普及啓発を行うとともに、撤去改修についての支援を行います。さらに、住まいの安全性を確保するため、建築確認検査制度[※]を適正に運用します。

高齢者や障がいのある人への配慮等、福祉の施策と連携を図りながら総合的な住宅施策を展開します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
市営住宅建替等事業	・民間住宅の借上げ等も視野に入れ、計画的に市営住宅の建替え等を推進します。	市営住宅課
市営住宅改修事業	・「八潮市市営住宅長寿命化計画」に基づき、中層の市営住宅について、計画的に共同施設、住戸内施設の改修を推進します。	市営住宅課
民間住宅等耐震化促進事業	・昭和56年以前（旧耐震基準）に建築された建築物を把握し、耐震化に向けた啓発を行います。 ・耐震相談や簡易診断等を実施します。 ・民間住宅の耐震化に関する助成を行うとともに、助成制度の利用率向上に向けた検討を行います。 ・危険ブロック塀等の倒壊を防止するため、所有者に対し調査の実施や倒壊防止の啓発を行うとともに、撤去改修の助成を行います。	開発建築課

第8節

環境にやさしいまちづくり (環境保全)

1 現状と課題

本市は、都市化に伴う近隣騒音や自動車排気ガスによる大気汚染、生活排水等による河川の汚濁等の都市型・生活型の公害への対応を中心に環境保全施策を実施してきました。

しかし、近年では、これらの問題に加えてPM2.5^{*}やダイオキシン類^{*}、環境ホルモン^{*}等の問題も発生していることから、今後も環境汚染対策を充実する必要があります。

一方、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス^{*}の排出増加による地球温暖化^{*}やオゾン層^{*}の破壊、酸性雨等の問題が地球全体の大きな課題となっています。このことから、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー^{*}等の利用促進、廃棄物の削減及び普及啓発などを推進するため、令和3年4月26日に、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の5市1町が、地球温暖化防止に向けて二酸化炭素排出を2050年までに実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を共同宣言しました。

本市では、「八潮市環境基本計画」及び「八潮市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を策定することにより、計画的に二酸化炭素を削減し、地球環境への負荷を低減する取組を行っており、今後は、この活動を環境基本計画に基づき市域全体に広げることや、本市独自の環境マネジメントシステム^{*}を構築することが必要です。

また、環境問題が私たちの生産活動や消費生活によるものであることを認識し、自然環境の保全や河川の浄化、環境汚染対策等に対する市民の意識を啓発するとともに、市民、事業者、NPO^{*}等と協働^{*}し、省資源、省エネルギー^{*}等に取り組み、循環型社会^{*}の実現による持続可能な環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。

さらに、福島第一原子力発電所の事故に伴い飛散した放射性物質から市民の安全・安心を守る取組を継続する必要があります。

2 基本目標

市民は、水と豊かな緑に囲まれた地域の自然や生活環境を守り、自然とふれあいながら生活しています。また、市民と行政が一体となって、地球温暖化の防止のための省エネルギーやエコ活動等の環境活動に取り組んでいます。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆都市との調和を図りつつ、水と豊かな緑に恵まれた地域の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として次の世代に引き継ぐため、市民、事業者等との協働により、自然環境の保全に取り組めます。
- ◆環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、地球温暖化防止対策を推進します。また、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公害の防止に努め、生活環境を守ります。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26 年度)	中間目標 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガス排出量 (平成 28 年に国が策定した地球温暖化対策計画の削減目標「平成 42 年までに平成 25 年比 40%削減(1 年あたり約 2.4%削減)」に準じる)	4,637t-CO ₂	4,308t-CO ₂	4,426t-CO ₂
市内の河川の水質基準達成率	50%	60%	65%
市内における太陽光発電設備の発電容量の累計	8,878kW	9,640kW	20,457kW

*平成 28 年度に八潮市地球温暖化対策実行計画(事務・事業編)を改定し対象施設を追加したことから、「市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガス排出量」の目標値(R7 年度)を設定するための基準年度は平成 28 年度とする。(平成 28 年度の値は 5,824 t-CO₂)また、平成 28 年に国が策定した地球温暖化対策計画の削減目標を参考に、平成 28 年度から令和 7 年度まで 1 年あたり 2.4%削減し、10 年間で 24%削減することを目標とする。

5 施策の内容

(1) 地球環境問題^{*}への対応

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出増加による地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題の解決のため、持続可能な社会の実現に向けて市民、事業者、NPO 等と協働し、省資源、省エネルギー等、積極的に環境負荷^{*}低減の活動に取り組むとともに、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー等の利用促進、廃棄物の削減及び普及啓発などに取り組みます。

(2) 環境保全対策の推進

豊かな自然環境を守るため、市民、事業者、NPO 等と協働し、生活排水対策や希少野生動物の保護等に取り組みます。

(3) 環境汚染防止への取組

環境汚染物質や放射線量の測定を実施し、生活環境を守ります。また、工場、事業所等の現地調査を実施し、騒音、振動、悪臭等の実態を把握し、指導を強化します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
循環型社会※推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「八潮市地球温暖化※対策実行計画（事務・事業編）」に基づき、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス※ ・の排出削減の数値目標を設定し、目標達成のために取り組みます。 ・太陽光発電システム等の設置に対する支援を充実させ、再生可能エネルギー※等の利用促進を図り、地球温暖化対策を推進します。 ・環境に配慮した生活活動の普及啓発に努め、持続可能な循環型社会の形成を推進します。 	環境リサイクル課
環境保全対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、流域自治体、NPO※等と協働※しながら生活排水対策を行い、市内を流れる河川の水質浄化に取り組みます。 ・市内に残された河川・湿地等の自然環境を保全するため、NPO等と協働しながら中川や綾瀬川等の河川敷等における、希少野生動植物をはじめとした生物の生息・生育空間の確保に努めます。 	環境リサイクル課

第9節

清潔できれいなまちづくり (環境衛生)

1 現状と課題

環境負荷^{*}が深刻化する中、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会^{*}の構築が求められています。

本市では「ごみを出さない (Reduce)」「再使用する (Reuse)」「再生利用する (Recycle)」の3Rの啓発活動を実施しており、市民や事業者において取組が進められたことにより、ごみの搬出量は、人口が増加し続ける中でも横ばいで推移しています。しかし、今後も開発等による人口増加が見込まれることから、ごみの搬出量が増えることのないよう、排出抑制やごみの分別及びリサイクル^{*}を市民や事業者とともに推進する必要があります。

また、燃えるごみは、5市1町で構成する東埼玉資源環境組合^{*}で処理していることから、今後も関係市町との連携を図り、適切な運営を推進する必要があります。

本市では地域の美化活動が市民、事業者、各種ボランティア団体を中心に活発に行われていることから、今後ごみのないきれいな街並みを維持するため、協働^{*}して環境美化活動を推進する必要があります。

2 基本目標

循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政が一体となり様々な施策に取り組み、ごみの資源化及び減量化が進んでいます。また、排出されたごみが適正に処理されています。さらに、市民が主体となって「自分たちのまちは自分たちできれいに」を基本に美化活動が実施され、きれいな環境が整っています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民、事業者と協働し、ごみの資源化や減量化に向けた廃棄物の処理に取り組みます。また、生活環境を守る環境美化活動を市民とともに展開します。
- ◆ごみ出し時におけるルールの啓発を推進し、安心して暮らせるきれいなまちづくりを推進します。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26 年度)	中間目標 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)
一人一日当たりのごみ搬出量 (家庭系可燃ごみ)	570 グラム	545 グラム	520 グラム
資源化率 (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ (事業系含む)のうち、資源となる ものの割合)	12.0%	15%	20%

5 施策の内容

(1) ごみの広域処理の充実

ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の適切な管理運営等、ごみの広域処理を東埼玉資源環境組合及びその構成する市町と連携を図り推進します。

(2) ごみの独自処理の充実

廃棄物の安全で確実な処理・資源化を推進するため、リサイクルプラザの充実を図り、施設や周辺的环境に配慮しながら適正な維持管理を推進します。また、最終処分先を安定的に確保するため、より適正な処理に努めます。

(3) ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化及び資源化を推進するため、分別排出の徹底等市民意識の啓発に努めるとともに、分別方法の見直しや収集処理体系の改善等により適正な処理を推進します。また、リサイクル活動実践団体の活動を支援し、リサイクル運動の普及を推進します。

(4) 環境衛生事業の充実

害虫の発生源の対策、空き地の所有者等に対する管理指導、浄化槽[※]の管理指導、動物の適正な飼育と管理に向けた指導等、市の環境衛生を守るための取組を推進します。

(5) 環境美化活動の推進

市民一人ひとりが率先してきれいなまちづくりに取り組むなど、地域に根ざした環境美化活動を促進します。また、関係機関と連携を図り、廃棄物の不法投棄の監視や取締りを行います。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
リサイクルプラザ改修・備品整備事業	・リサイクルプラザの計画的な機器整備を実施します。	環境リサイクル課
ごみ収集運搬事業	・ごみ出しのルールに従いごみの収集運搬を行います。 ・ごみの分別を周知・徹底します。	環境リサイクル課
防疫 [※] ・草刈事業	・蚊、ハエ、ユスリカ [※] の発生を抑制するため、水路に薬剤を散布します。 ・空き地等に繁茂する雑草について、土地所有者や管理者に草刈の助言、指導等を行います。	環境リサイクル課
ゴミゼロ運動事業	・八潮市民美化運動推進協議会とともにゴミゼロ運動の実施を支援します。	環境リサイクル課



[ゴミゼロ運動]